

重点的な取組、共通的な取組

重点的な取組		共通的な取組		令和7年度の調達改善計画				令和7年度年度末自己評価結果(対象期間:令和7年4月1日～令和8年3月31日)									
重点的な取組	共通的な取組	取組の項目	具体的な取組内容	重点的な取組の選定理由	難易度※1	取組の開始年度	取組の目標(原則、定量的に記載)	実施時期	実施した取組内容	進捗度※2	取組の効果(どのようなどとして、どうなったか)		実施において明らかとなった課題等	今後の計画に反映する際のポイント			
											定量的	定性的					
○	○	競争性確保・向上のための改善方針の推進(一者応札・応募の改善のための取組)	【一者応札の改善に係る目標設定等】 ○ 包括的な要因分析と競争性向上のための改善方針を踏まえた令和4年度の一者応札比率(68.6%)から10%以上低減させ、39.6%以下にすることを目標に設定し、省内への周知を図ることで、省内競争の活性化を向上させる。 ○ 一者採択予定で公募する調達案件を対象に、より競争性の高い契約方式(総合評価落札方式)への移行を促進する。特に入札のための仕様が確定していないことを理由とした企業競争を認めないこととし、原則として総合評価落札方式による調達を行うものとする。	一者応札比率の低減目標を設定することで、全体的に改善意識を高めるため、企業競争は価格競争の要素を含め、合理的な理由がある場合を除き、一者採択予定で公募する調達案件において、総合評価落札方式による調達により競争性の高い契約方式(総合評価落札方式)への移行を促進する。	A+	R6	一者応札比率を令和4年度の49.6%から10%以上低減し、39.6%以下にすることを目標とする。また、合理的な理由がある場合を除き、一者採択予定で公募する調達案件において、総合評価落札方式による調達により競争性の高い契約方式(総合評価落札方式)への移行を促進する。	令和16年3月まで	随時	○ 省内に一者応札比率の目標について周知するとともに、会計監査組織において単年度採択予定・一者採択予定の調達案件について、総合評価落札方式による調達が行えないか確認を行った。	B	-	○ 会計監査組織において単年度採択予定・一者採択予定の調達案件について、総合評価落札方式による調達が行えないか引き続き確認を行う。	○ 会計監査組織において単年度採択予定・一者採択予定の調達案件について、総合評価落札方式による調達が行えないか引き続き確認を行う。			
			【資格要件・実績要件の精査】 ○ 新規参入者等が応札・応募しやすい環境を整えることを目的として、明確かつ合理的に資格要件・実績要件の必要性が説明できる場合を除き、原則として資格要件・実績要件を設定しないこととする。(※総合評価落札方式では、技術審査の評価基準の必須項目(基礎点)に設定しないこととする。) ○ 資格要件・実績要件を設定する場合においても、過度な要件とならないよう会計監査組織が必要最小限のものとなっていることを入札公告・公募前の事前審査でチェックする。	過度な資格要件・実績要件の設定は、新規参入者等にとって最大の参入障壁であり、その精査は競争性の確保・向上に必要不可欠な取組であると判断したため。	A	R5	明確かつ合理的に必要性が説明できる場合を除き、資格要件・実績要件を設定しないことを徹底する。	令和8年3月まで	随時	○ 「委託事業の調達標準処理マニュアル」に、資格要件・実績要件の必要性が説明できる場合を除き、原則として実績要件を設定しないこと、実績要件を設定する場合においても必要最小限のものとするを明記しており、令和7年度において引き続き会計監査組織が入札公告前の事前審査において実績要件を必須項目に設定していないか確認を行った。	A	-	○ 新規参入者等が応札・応募しやすい環境を整えることで、競争性の向上を図った。また、会計監査組織が入札公告前に過度な要件を設定していないことをチェックする体制を整えることで、実行性を確保した。	○ 会計監査組織において入札公告前に過度な要件を設定していないか、引き続き確認を行う。			
			【調達予定情報等の発信強化】 ○ 企業等の応札・応募に向けた準備期間に資することを目的として、調達件名や調達予定時期等を含む「調達予定情報」を文部科学省の調達に関するポータルサイト「調達総合案内」に4年回以上(概ね四半期毎)に掲載・公表する。 ○ 調達・特化したメール配信サービス(メールマガジン)を原則として毎営業日発信する。なお、発信に当たっては契約方式別(最低価格落札方式、総合評価落札方式、企画競争、公募、オープンカウンター)に調達情報を取りまとめ、分かりやすい情報発信に努める。 ○ 委託事業の企画立案・構想のタイミングから複数の企業等へ事前の市場調査を行うことにより競争性を向上させる。	技術提案書の作成や業務遂行に必要な人員の確保等に十分な準備期間がなかったことを理由に、企業等が応札・応募を見送った事例を確認しており、調達予定情報等の発信強化を図る必要があると判断したため。	A	R7	調達予定情報については年4回以上(概ね四半期毎)、メールマガジンについては原則毎営業日、それぞれ発信する。	令和8年3月まで	R7年3月-6月・9月・11月/毎日	○ ポータルサイト「調達総合案内」に上半期及び下半期に各回調達予定情報を掲載した。 ○ メールマガジンを活用し、文部科学省の一般競争入札、企画競争、公募等について毎営業日、調達情報の配信を行った。メールマガジンについては、使用実態調査を実施したところ、おまむむ利用者からは満足との回答をいただいた。	A	○ 令和7年度上半期の調達予定情報を3月に114件、6月に39件、令和7年度下半期の調達予定情報(6月)に21件、11月に139件をホームページに公表した。 ○ メールマガジンの利用登録が企業等から累計640名(令和7年3月末時点)があった。【前年度同月+270件】	A	-	○ 調達予定情報や公募情報、契約情報等の情報を適切に実施し、特に調理実習業者等の応札・応募意欲を喚起することで、競争性の向上を図った。	○ 調達予定情報の公表を引き続き実施し、新規参入事業者を含めた多くの事業者が調達に参加しやすい環境を整える。	
			【調達時期の管理強化】 ○ 事業期間や納期までの期間を十分に確保することを目的として、委託事業については第4四半期の事業開始を原則として禁止し、例外的に事業を開始するものについては会計監査組織がその必要性及び理由等を公告・公募前の事前審査でチェックする。 ○ 調達担当部署に対し計画的な早期執行の公告・公募時期の前倒しを促し、事業期間や納期までの期間を十分に確保するよう周知徹底を行う。	年度後半の公告・公募案件について、既に受注した業務との兼ね合いから必要な人員の確保等に十分な準備期間がなかったことなどを理由に、企業等が応札・応募を見送った事例を確認しており、企業等が応札・応募しやすい環境を整える必要があると判断したため。	A	R5	委託事業については第4四半期の事業開始を原則禁止とする。また、計画的な早期執行の公告・公募時期の前倒しを徹底する。	令和8年3月まで	随時	○ 「委託事業の調達標準処理マニュアル」に第4四半期の事業開始を原則として禁止することを明記し、周知徹底を図った。	A	○ 令和7年度第4四半期の契約数 53件(参考値) 令和5年度第4四半期の契約数 67件 令和6年度第4四半期の契約数 60件	A	-	○ 調達担当部署に対し、計画的な早期執行の公告・公募時期の前倒し、十分な事業期間や納期を確保することなど、競争性の確保・向上に資する取組の重要性について理解促進を図った。	○ 調達担当部署に対し引き続き、早期執行や公告時期等の前倒しなど、十分な事業期間の確保及び適切な納期の設定をするよう周知を行う。	
			【全ての競争入札等へのチェックリストの活用】 ○ 調達改善の取組の実行性を担保することを目的として、全ての委託事業における競争入札及び一者採択予定の企業競争を対象に、調達担当部署が「競争性の確保・向上」のためのチェックリストを公告・公募前に作成し、競争性の確保・向上に資する取組が確実に実施されていることをセルフチェックする。 ○ 牽制効果を高めることを目的として、会計監査組織が当該チェックリストに基づき調達改善の取組状況を公告・公募前の事前審査でチェックし、当該取組状況が十分でない場合は調達手続のやり直しを求めなどの指導・助言を徹底する。	競争性の確保・向上(一者応札・応募)のためのチェックリストを公告・公募前に作成し、競争性の確保・向上に資する取組が確実に実施されていることをセルフチェックすること、会計監査組織が重点的に確認することで、調達改善の取組の実行性を向上させる。	A+	R5	全ての委託事業における競争入札等に対する公告・公募前に「競争性の確保・向上」のためのチェックリストを作成し、競争性の確保・向上に資する取組が確実に実施されていることをセルフチェックすること、会計監査組織が重点的に確認することで、調達改善の取組の実行性を向上させる。	令和8年3月まで	随時	○ 「委託事業の調達標準処理マニュアル」にチェックリストの取組内容ごとの解説を掲載し、調達担当部署が一者応札・応募の改善に向けて具体的に取るべき行動を明示した。 ○ 会計監査組織において、公告・公募前にチェックリストに基づき競争性の確保・向上に向けた取組が実行されていることを確認を行った。	A	-	○ 競争性向上のために取るべき行動について調達担当部署の理解促進が図られるとともに、会計監査組織が入札公告・公募前に改善の取組状況をチェックすることで、実効性を確保した。	○ 会計監査組織が入札公告・公募前に改善の取組状況をチェックすることで、実効性を確保した。			
○	○	随意契約事前確認公募の活用及び価格交渉の推進	○ 複数年度に亘り、同一の事業者により一者応札となっている調達案件のうち、特殊な技術や設備等が不可欠であり、今後においても特定の者のみが事業を実施し得る見込みのものについては、契約監視委員会による審査を経た上で、必要となる特殊な技術や設備等を明示した上で契約の相手方を公募する「随意契約事前確認公募」への移行を推進する。 ○ 「随意契約事前確認公募」による調達案件を対象に、契約予定者の精算内訳書に見込みの余地がないかを精査する価格交渉の取組を推進し、経済性の確保に努める。 ○ 「随意契約事前確認公募」による調達案件について、公募期間以外でも新規参入者の参入が可能となるよう、文部科学省の調達に関するポータルサイト「調達総合案内」に恒常的に公表する。また、価格交渉の結果等を取りまとめ、有益情報(好事例)として省内へ共有し、他の調達案件に活用する。	特殊な技術や設備等が不可欠な調達案件については、形式的に入札を取り止める期間が短いことなどを理由に、企業等が応札・応募を見送った事例を確認しており、企業等が応札・応募しやすい環境を整える必要があると判断したため。	A+	H27	随意契約事前確認公募及び価格交渉を併用することにより、調達の透明性及び経済性を確保しながら、事務コストを含むトータルコストの低減を目指す。	令和8年3月まで	随時	○ 随意契約事前確認公募を実施することとした案件について、公募期間以外でも新規参入希望者の参入が可能となるよう、ホームページでの恒常的な公表を行った。 ○ 価格交渉実施要領に基づき、契約事務担当者から仕様書を作成した段階で、当該仕様書を作成した後に提示した後、契約予定者の作成した精算内訳書に精算を見直す余地が無いかを精査する取組(価格交渉)を促し、調達コスト削減に努めた。	A+	-	○ 価格交渉による経済性の確保に加えて、形式的な入札をとりやめることによる事務コストの低減を含めたトータルコストの低減につながった。	○ 価格交渉担当者に対し引き続き、契約事務担当者から仕様書を作成した段階で、当該仕様書を作成した後に提示した後、契約予定者の作成した精算内訳書の精算を見直す余地が無いかを精査する取組(価格交渉)を引き続き実施する。			
			【審査・管理の充実】 ○ 委託事業における質の確保に係る取組として、公募要領等で事業規模の上限及び採択件数を記載することを徹底する。 ○ 委託事業の審査・管理の徹底は、原則として①全員が外部の有識者であること、②5人以上選定すること、③文部科学省からの出席者及び元職員を選定しないこととするほか、審査結果を必ず審査委員全員で共有し、評価の判断となった理由等を検証することなどにより、調達手続における公正性及び透明性を確保するものとする。	外部有識者の知見の活用及び会計監査組織との連携強化により、調達手続の透明性・公平性・競争性を確保・向上を図るとともに、調達改善に向けた審査体制を充実・強化する。	A	-	外部有識者の知見の活用及び会計監査組織との連携強化により、調達手続の透明性・公平性・競争性を確保・向上を図るとともに、調達改善に向けた審査体制を充実・強化する。	令和8年3月まで	随時	○ 公募要領等に事業規模の上限及び採択予定件数を記載することを徹底させた。 ○ 「委託業務の調達標準処理マニュアル」に委託事業における公告・公募の審査を原則として、①全員が外部の有識者であること、②5人以上選定すること、③文部科学省からの出席者及び元職員を選定しないこととするほか、審査結果を必ず審査委員全員に共有することを記載し、周知徹底を図った。 ○ 上記に加え、外部の有識者からのご意見を参考に、「審査委員の利害関係者に対する審査基準」について、見直しを図りマニュアルに反映させた。	A	-	○ 事業規模及び採択予定件数を明確化することで、複数の応募者が同規模の事業を想定した提案書を作成したため、質の高い事業の選定につながった。 ○ 審査委員の選定の原則について周知徹底を図ることで、審査結果の公正性を担保することに寄与した。	○ 見直しを図った「審査委員の利害関係者に対する審査基準」に基づき適切に対応するよう引き続き、調達担当者の理解を深めていく。			
○	○	調達改善に向けた審査・管理の充実	【企業競争方式の審査・管理の充実】 ○ 企業競争の調達案件について、採択内容の質を確保する観点から審査基準において合格最低基準(点)を設定することを徹底する。	会計監査組織が重点的に確認することで、調達改善の取組の実行性を向上させる。	A	R7	会計監査組織が重点的に確認することで、調達改善の取組の実行性を向上させる。	令和8年3月まで	随時	○ 「委託事業の調達標準処理マニュアル」に審査基準(例)を掲載し、合格最低基準(点)を設定する旨を掲載し、周知徹底を図った。	A	-	○ 合格最低基準(点)が設定されていることで、事業の成果があまり期待できない提案を採択することがなくなり、採択される案件の質の向上が図られた。	○ 「委託事業の調達標準処理マニュアル」について引き続き周知徹底を図る。			
			【事後検証・要因分析】 ○ 一者応札・応募になった案件等を中心に、契約監視委員会による事後検証を行い、検証結果及び今後の改善方針等を取りまとめて公表することとし、その後の改善状況についてフォローアップ調査を行い、次年度の同委員会へ報告することとする。また、一者応札の改善事例(成果)は有益情報(好事例)として省内で共有し、類似の調達案件における競争性の向上に活用する。 ○ 会計監査組織による事前審査・事後審査において、一者応札・応募や不落・不調となった調達案件の要因分析と再発防止策を重点的にチェックするなど、調達改善に向けた審査・管理を強化する。	外部有識者の知見の活用及び会計監査組織との連携強化により、調達手続の透明性・公平性・競争性を確保・向上を図るとともに、調達改善に向けた審査体制を充実・強化する。	A	-	外部有識者の知見の活用及び会計監査組織との連携強化により、調達手続の透明性・公平性・競争性を確保・向上を図るとともに、調達改善に向けた審査体制を充実・強化する。	令和8年3月まで	R7年7月・10月・R8年1月	○ 契約監視委員会をR7年7月、R7年10月、R8年1月に実施し、一者応札・応募になった案件等を中心に個別審査を実施し、検証結果を理由の正当性・競争性確保の取組状況等について外部の有識者による専門的な客観的な指導・助言が得られた。 ○ 一者応札・応募の改善のために取るべき行動について調達担当部署の理解促進が図られるとともに、会計監査組織が入札公告・公募前に改善の取組状況をチェックすることで、実効性を確保した。	A	-	○ 契約監視委員会において、一者応札・応募になった案件等を中心に事後検証を引き続き実施する。				
			【スタートアップを含む新規事業者からの調達拡大】 ○ 調達する財やサービスの質に与える影響に留意しながら、スタートアップを含めた新規事業者からの調達実績の拡大に努める。 ○ J-Startup企業等の技術力のある中小企業者については、競争参加資格の等級にかかわらず、原則として全ての物品及び役務の入札への参加を可能とする。 ○ 各種施策との整合性に留意しながら、企業等への幅広い周知徹底と、事前の市場調査を行うことにより競争性を向上させる。また、物価・人件費の高騰を踏まえた適切な予定価格の設定に努める。	スタートアップを始めとする新規事業者の入札参加機会を拡大する。	A+	R5	スタートアップを始めとする新規事業者の入札参加機会を拡大する。	令和8年3月まで	随時	○ スタートアップを含む技術力のある中小企業者等については、競争参加資格の等級に関わらず、上位等級の入札に参加できる措置を原則化することで、技術力のある中小企業者等の入札参加機会の拡大を図った。 ○ 幅広い市場調査を実施し、人件費や物価の高騰を踏まえた適切な予定価格の作成が行われることで、価格と品質が総合的に優れた調達への推進が図られた。 ○ 文部科学省の委託事業の実施者向けのマニュアルを引き続き公表した。	A	-	○ 幅広い市場調査を実施し、人件費や物価の高騰を踏まえた適切な予定価格の作成が行われることで、価格と品質が総合的に優れた調達への推進が図られた。 ○ 文部科学省の委託事業の実施者向けのマニュアルを引き続き公表し、実施者の経理処理に関する理解促進を図り、適正適切な委託事業の実施に寄与した。	○ 会計監査組織が入札公告前に技術力ある中小企業等が競争参加資格の等級に関わらず、上位等級の入札に参加できる措置を原則化することで、技術力のある中小企業者等の入札参加機会の拡大を図った。 ○ 会計監査組織が入札公告前に技術力ある中小企業等が競争参加資格の等級に関わらず、上位等級の入札に参加できる措置が図られていることを引き続き確認する。			
○ 入札説明会のオンラインによる実施や電子メールによる見積書等の徴収に努めるとともに、政府電子調達システム(GEPS)を活用した電子入札・電子契約を推奨する旨を事業者へ周知する。また、システム環境が整った調達担当部署から可能な限りGEPSを活用した電子入札及び電子契約を行うこととし、前年の同時期の電子入札・契約率を上回るように努める。 ○ 総合評価落札方式又は企画競争方式による調達案件については、原則として入札説明会をオンラインで開催するものとする。 ○ 入札にない案件(随意契約等)についても、GEPSを活用した電子契約を推進する。	政府電子調達システムを活用した電子入札・電子契約のオンライン開催等により、トータルコストの削減に努める。あわせて、前年の同時期の電子入札・契約率を上回るよう努める。(参考:令和5年度の電子入札率69.7%、電子契約率47.8%)	A	R4	政府電子調達システムを活用した電子入札・電子契約のオンライン開催等により、トータルコストの削減に努める。あわせて、前年の同時期の電子入札・契約率を上回るよう努める。(参考:令和5年度の電子入札率69.7%、電子契約率47.8%)	令和8年3月まで	随時	○ GEPSマーケットプレイスについて試験的に取組を開始した。 ○ 会計監査組織が、入札公告前に総合評価落札方式又は企画競争方式による調達案件について、原則として入札説明会をオンラインで開催するかの確認を行った。	B	○ 令和7年度電子入札率76.9% 令和7年度電子契約率 57.3%	○ 会計監査組織が、総合評価落札方式又は企画競争方式による調達案件について、原則として入札説明会をオンラインで開催するかの確認を行った。	○ 事業者に対して電子入札・電子契約を活用し、電子入札・電子契約の取組を促進するため、事業者側のデジタル化について、理解を深めさせていく必要がある。						

※電子入札率・電子契約率の定義は下記のとおりとする(「オンライン利用率引上げの基本計画」(令和3年12月16日「デジタル庁」等)。
電子入札率=電子応札案件数÷電子入札案件数
電子入札案件数=入札案件数のうち、電子入札が可能な案件数(紙と電子の混合も含む)
電子応札案件数=開札された入札案件のうち、電子入札を行った民間利用者が1社以上存在する案件数
電子契約率=電子契約案件数÷(電子応札案件数+電子入札にない電子契約案件数)
電子契約案件数=契約確定案件のうち、「締結書」を「電子」で提出した案件数
電子入札にない電子契約案件数=電子契約のうち、電子入札を行わずに電子契約を実施した案件数(電子契約案件数の内数)

※1 難易度
A+:効果的な取組
A:発展的な取組
B:標準的な取組

※2 進捗度
A:(定量的な目標)目標進捗率90%以上
(定性的な目標)計画に記載した内容を概ね実施した取組
B:(定量的な目標)目標進捗率50%以上
(定性的な目標)計画に記載した内容を部分的に実施した取組、または実施に向けて関係部署等(他府省庁、自府省庁内の他部署、地方支分部局等)との調整を行った取組
C:(定量的な目標)目標進捗率50%未満
(定性的な目標)何らかの理由によって計画に記載した内容が実施できなかった取組、または計画に記載した内容の検討を開始するまでにとどまった取組

その他の取組		令和7年度年度末自己評価結果(対象期間:令和7年4月1日～令和8年3月31日)	
具体的な取組内容	新規継続区分	取組の効果 (どのようなことをして、どうなったか)	
		定量的	定性的
<p>【入札説明会参加者等に対するアンケート・ヒアリングの実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 一者応札・応募となった調達案件を対象に、入札説明会に参加したものの、応札のなかった企業等を対象にアンケート・ヒアリングを実施し、企業等が感じ入った入札障壁を把握・分析することで今後の競争環境の整備に努める。 	継続		<ul style="list-style-type: none"> ○ 一者応札・応募となった事業者を対象に、調達担当部署が、入札説明会に参加したものの応札に到達しなかった者・前年度応札があったが、今回の応札を見送った者・その他応札・応募が見込まれる者などに対し、アンケート調査又はヒアリングを実施することで事業者側が参入できない(しない)と判断した原因を把握し、競争環境の整備に努めた。
<p>【競争性のない随意契約の検証及び公表】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 競争性のない随意契約を行う際には、真にやむを得ないものかどうか、会計監査組織が事前監査するとともに、随意契約によることとした理由等をホームページ上で公表する。 ○ 随意契約(落札不調となったものを含む)した案件を契約監視委員会の審査対象の抽出項目に設定し、外部有識者による事後検証を行うものとする。 	継続		<ul style="list-style-type: none"> ○ 会計監査組織による契約前の事前監査において真にやむを得ないものか確認し、適切性を担保した。 ○ 四半期毎に随意契約によることとした理由等を公表することで、契約の必要性や透明性が担保された。 ○ 契約監視委員会による事後検証及び検証結果を踏まえた省内への指導を行うことで調達の適切性の向上を図った。
<p>【デジタル統括アドバイザーの助言等の活用】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 情報システムの調達に当たっては、仕様書の策定等にデジタル統括アドバイザーの助言等を活用する。 	継続		<ul style="list-style-type: none"> ○ デジタル統括アドバイザーの助言等の活用により仕様書の水準向上に資した。
<p>【少額随意契約の調達手続の改善(インターネット取引等の活用)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 電化製品等の調達にインターネット取引を、出先施設の水道料金及び公用車のETC料金の支払にクレジットカード決済を、印刷業務の調達にオープンカウンター方式を、什器類を対象に一括調達をそれぞれ実施する。 	継続		<ul style="list-style-type: none"> ○ 政府電子調達システムの少額物品調達業務で調達を行い業務の効率化を図った。また、水道料金・ガス料金・公用車のETC料金の支払にクレジットカード決済を引き続き活用し、支払事務の効率化につながった。 ○ 印刷業務の調達ではオープンカウンター方式、什器類の調達では一括調達を引き続き行うことで競争性、公正性、透明性の確保及び執行手続の効率化につながった。
<p>【総合評価落札方式・企画競争の適切な実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 会計監査組織が調達手続の各段階で透明性・公平性・競争性等が確保されているか事前監査するとともに、契約監視委員会等において外部有識者の知見を活用した事後検証を行う。 ○ 評価基準や審査要領の策定、審査委員の選定・委嘱、審査の実施、落札決定等、一連の調達手続を網羅した標準マニュアルの改訂・充実を適宜行う。 	継続		<ul style="list-style-type: none"> ○ 会計監査組織による調達手続の各段階での事前監査により透明性・公平性・競争性等を確認し、適切性を担保した。また、契約監視委員会による事後検証及び検証結果を踏まえた省内への指導を行うことで調達の適切性の向上を図った。 ○ 契約監視委員会による事後検証及び検証結果及び契約を取り巻く状況に合わせ適宜マニュアルの見直しを行った。
<p>【共同調達一括調達(電力・ガスの調達を含む)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 中央合同庁舎第7号館に入居する文部科学省(外局及び施設等機関を含む)、会計検査院、金融庁で事務用機器や消耗品等(15品目)を対象に共同調達を実施する。 ○ 文部科学省の出先施設の電力調達を対象に、再生可能エネルギー比率を考慮しつつ、複数の施設をまとめて一括調達を実施する。 	継続		<ul style="list-style-type: none"> ○ 左記の取組により調達コストの低減を図った。
<p>【外部有識者を活用した研修等の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 調達改善の取組を含めた会計事務研修、外部有識者による業務効率化やコスト削減の意識醸成等につながる研修を企画・実施することで、省内職員のスキルアップを図る。 	継続		<ul style="list-style-type: none"> ○ 調達改善の取組を含めた会計事務研修を企画・実施することで、省内職員のスキルアップを図った。
<p>【有益情報やグッドプラクティスの共有】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 会計業務マニュアル、価格交渉実施要綱・実施結果(好事例)、一者応札・応募の改善事例等の有益情報を省内に共有し、今後の調達改善に活用する。 ○ 仕様書や公募要領等について、調達分野毎にグッドプラクティスとなる事例を蓄積・データベースに保存し、いつでも省内で閲覧できるようにすることで、業務効率化に努める。 	継続		<ul style="list-style-type: none"> ○ 左記のマニュアル等について省内に共有し、調達改善に活用した。 ○ グッドプラクティスとなる仕様書や公募要領等について省内の共有フォルダに格納し、いつでも省内で閲覧・参考活用できるようにすることで、業務効率化に資した。
<p>【仕様書の明確化及び参考情報の充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 供給者側の視点から仕様書で分かりづらい記載がなかったかについて上述のアンケートや適宜実施するヒアリングなどを通じて把握し、仕様書の見直しに活用することで、仕様書の完全性の向上に努める。 ○ 新規参入業者等の事業内容の理解促進を目的として、過去の同一又は類似事業に係る成果物や業務履行に役立つ参考資料等について、事前の情報提供の充実を努める。 	継続		<ul style="list-style-type: none"> ○ 仕様書、公募要領等について省内の共有フォルダに格納し、いつでも省内で閲覧・参考活用できるようにすることで、仕様書の見直しに資した。 ○ 委託事業実施者向けのマニュアルを作成し、委託事業実施者の経理処理に関する理解促進を図った。
<p>【調達情報の提供・公表】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 契約に係る透明性を確保するため、「公共調達の適正化について」(H18.8.25財務大臣通知)に基づき、契約案件毎に、契約の相手方、契約金額等の契約情報をホームページで公表する。 	継続		<ul style="list-style-type: none"> ○ 契約案件毎に、契約の相手方、契約金額等の契約情報をホームページで公表することで、契約に係る透明性を担保した。また、教育関係機関や研究機関を主な対象とする事業のうち、企画競争によるものを中心とした「公募情報」を引き続きホームページにて公表し、調達情報の提供に努めた。
<p>【予算の支出状況等の公表】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「行政の透明性向上のための予算執行等の在り方について」(平成25年6月28日閣議決定)に基づき、補助金、委託調査費等に関する支出情報を公表する。 	継続		<ul style="list-style-type: none"> ○ 左記の予算執行等に係る情報の公表等を適切に行い、外部からの検証や情報の積極的な活用を可能とすることにより、予算執行等の効率性の向上を図るとともに、行政に対する信頼の向上に資した。
<p>【公益法人に対する支出の公表・点検】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 2年連続で同一法人に支出があるもの、随意契約や一者応札となっているものを対象に、支出の必要性やより競争性のある契約方式への移行等の余地がないか点検し、見直しの方向性を取りまとめて公表する。 ○ 公益法人が契約の相手方となっている案件を対象に、契約監視委員会による事後検証の抽出項目に設定し、外部有識者による検証を行う。 	継続		<ul style="list-style-type: none"> ○ 一者応札となった案件のうち、公益法人が2年連続一者応札・応募で受注している案件等は、調達担当局課による点検・見直しの結果を取りまとめて公表することで、調達の適正化が図られるとともに、契約の透明性が担保された。
<p>【国庫債務負担行為の活用】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 複数年度契約による調達が可能と考えられる案件について、国庫債務負担行為の活用を努める。 	継続		<ul style="list-style-type: none"> ○ 複数年度契約による調達が可能と考えられる案件について、国庫債務負担行為の活用を努めた。 ○ 令和7年度においては日本芸術院、キトラ古墳壁画保存管理施設、特別史跡平城宮跡復元建物の機械整備について国庫債務負担行為を活用し業務の効率化を図った。
<p>【会計事務手続の効率化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 旅費・謝金・給与計算業務等の一部をアウトソーシングし、会計事務手続の効率化を図る。 	継続		<ul style="list-style-type: none"> ○ 補助金・委託費等の支払に関する事務手続きのアウトソーシング、庁内で使用する物品請求の取り纏めに係るアウトソーシング、委託事業で取得した物品の委託事業終了後の事務手続きに係るアウトソーシング、国家公務員宿舎の宿舍料給与控除・宿舍の入退去事務・固有財産使用許可申請等に係るアウトソーシング・概算払控除の取り纏めに係るアウトソーシングを継続することで、一連の事務手続の早期化、職員の業務負担の軽減及び業務の効率化が図られた。

外部有識者からの意見聴取の実施状況
(対象期間:令和7年4月1日～令和8年3月31日)

外部有識者の氏名・役職【弁護士 清水 光】 意見聴取日【令和7年10月31日】

意見聴取事項	意見等	意見等への対応
○ 審査委員の利害関係者の取扱いについて	○ 委託事業における公告・公募の審査を行う委員の選定にあたっては、公平性が担保されるよう、審査委員の利害関係者に対する取扱いについて、ルールを見直した上で徹底すべき	○ ご意見のとおり、審査委員の利害関係者に対する取扱いについて省内の基準を改め、省内周知を行うこととする。

外部有識者の氏名・役職【筑波大学教授 楠 茂樹】 意見聴取日【令和8年6月15日】

意見聴取事項	意見等	意見等への対応
○ スタートアップを含む技術力のある中小企業等の積極発注について	○ 受注実績のある大手に集中しないような政策的配慮は中長期的に見た競争促進という観点から大事である一方、ダンピングの危険、経営基盤の不安定さから途中で倒産するというリスクもあるので、総合的な観点からの施策が必要。	○ スタートアップを含む技術力のある中小企業等の積極的な発注は重要な施策である一方、委員ご指摘のとおり、事業を成立させることも国の事業として重要な視点である。評価基準において、組織の実施能力(事業実施に必要な財政基盤・経理能力を有していること)をしっかりと設定・評価することで、引き続き、適切な契約が締結されるよう努めてまいりたい。

外部有識者の氏名・役職【北海道大学病院客員教授 松浦 亨】 意見聴取日【令和8年6月17日】

意見聴取事項	意見等	意見等への対応
○ 競争参加資格について	○ 潜在的供給者を発掘するため参加資格拡大方針を実行されている。今後も適正な競争を進めるべく「安全性を確保しながら」徐々に枠の拡大が好ましい。	○ 参加資格の拡大は、競争性確保のために重要な取組であるが、委員ご指摘のとおり、適正な競争を進めるため、業務の性質を鑑みて、適切な条件を附す・適切な資格設定を行うなど、安全性の確保にも十分留意の上、調達手続きを進めてまいりたい。